

国 都 安 第 1 9 号  
平成24年1月16日

関係都道県知事 殿

国土交通省都市局長

東日本大震災復興特別区域法の施行について（集団移転促進事業関係）

東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号。以下「法」という。)、東日本大震災復興特別区域法施行令(平成二十三年政令第四百九号。以下「施行令」という。)、東日本大震災復興特別区域法第五十三条第五項、第五十四条第四項及び第九項並びに第五十六条第三項に規定する国土交通大臣等に対する協議に関する命令(平成二十三年内閣府・国土交通省令第四号)及び国土交通省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則(平成二十三年国土交通省令第九十七号。以下「規則」という。)は、いずれも平成二十三年十二月二十六日から施行され、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則(昭和四十七年自治省令第二十八号。以下「集団移転促進法施行規則」という。)は、平成二十三年十二月二十六日に改正された。

これらの運用について、地方自治法第二百四十五条の四第一項の規定に基づく技術的助言として下記のとおり通知する。

貴管内市町村に対してもこの旨周知いただくようお願いする。

記

1 集団移転促進事業の特例及び制度改正の概要

一 都道県による集団移転促進事業計画の策定の特例（法第五十三条第一項関係）

被災関連都道県は、被災関連市町村から、東日本大震災による被害により行政機能が低下している等のために特定集団移転促進事業に係る集団移転促進事業計画を定めることが困難である旨の申し出を受けた場合においては、例外的に当該申出に係る集団移転促進事業計画を定めることができること。

二 公益的施設の用地の取得及び造成に要する経費の補助対象化(法第五十三条第二項、法第七十八条第二項関係)

特定集団移転促進事業又は復興交付金事業計画に記載された集団移転促進事業を実施する場合においては、移転者の住居の移転に関連して必要と認められる医療施設、官公庁施設、購買施設その他の施設で、居住者の共同の福祉又は利便のため必要なもの(以下「公益的施設」という。)の用に供する土地の取得及び造成に要する経費について、補助の対象とすること。あわせて、公益的施設に係る道路、飲用水供給施設、集会施設、広場、排水施設その他これらに類する公共施設で、国土交通大臣が移転促進区域内におけるこれらの施設の設置状況及び住宅団地の規模を勘案して必要と認め

るもの（以下「公共施設」という。）の整備に要する経費について、補助の対象とすること。なお、これらについては、次の点に留意されたい。

イ 公益的施設の用に供する土地の取得及び造成に係る補助又は公益的施設に係る公共施設の整備に係る補助を受けようとする場合には、あらかじめ、集団移転促進事業計画（法第五十三条第八項の規定により定められたものとみなされた集団移転促進事業計画を含む。）に公益的施設の整備又は公益的施設に係る公共施設の整備に関する事項を定めること。

ロ 公益的施設の面積は住宅団地の面積の3割（国土交通大臣が特に必要と認める場合においては5割）を上限とすること。

ハ 住宅団地の居住者の共同の福祉又は利便のため、真に必要な施設に限定すること。

ニ 公益的施設の用地の取得及び造成に要する経費を補助する場合には、関連する他の事業の補助制度の規定に基づく補助は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。

### 三 住宅団地の用地を造成等した後に譲渡する場合の住宅団地の用地の取得及び造成に要する経費の補助対象化（法第五十三条第二項、法第七十八条第二項、規則第十一条第二項関係）

特定集団移転促進事業又は復興交付金事業計画に記載された集団移転促進事業を実施する場合においては、住宅団地の用地の取得及び造成後に移転者に譲渡する場合については、譲渡に係る対価の額が用地の取得及び造成に要した経費の額以上となる場合を除き、補助の対象とすること。この場合の補助対象経費は、適正な時価を基準として算定した当該譲渡に係る対価の額を控除した額とすること。なお、住宅団地の用地の取得及び造成後に移転者に譲渡する場合については、次の点に留意されたい。

イ 住宅団地の整備については、集団移転促進事業を実施する区域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して、適正かつ合理的なものとなるよう配慮すること。

### 四 移転促進区域内の土地取得要件の緩和（法第七十八条第二項、集団移転促進法施行規則第六条第四号関係）

移転促進区域内の宅地及び農地の買取に要する経費については、移転促進区域内の全ての宅地及び農地を買い取る場合に限り補助の対象となっていたが、今回の改正により、住宅の用に供されている土地以外の土地の買取りを補助の要件から除外することとした。

### 五 住宅団地の規模要件の緩和（施行令第八条第二項、規則第十一条第一項関係）

特定集団移転促進事業又は復興交付金事業計画に記載された集団移転促進事業を実施する場合においては、住宅団地の規模要件を5戸（移転しようとする住居の数が10戸を超える場合にはその半数以上の戸数（国土交通大臣が特別な事情があると認める場合を除く。））とすることとした。

- 2 集団移転促進事業計画の策定に関する特例（法第五十三条第四項、第五項関係）  
国土交通大臣の同意を得て集団移転促進事業に関する事項が記載された復興整備計画が公表されたときは、集団移転促進事業計画が策定されたものとみなすこととする。
- 3 復興整備計画に集団移転促進事業に関する事項を記載する場合の協議について  
法第五十三条第四項又は第五項の協議をする場合は、協議書（様式は別途通知する復興整備計画に関する運用通知において規定する。）に集団移転促進事業に関する事項を記載した書類（別記様式）を添えて、第四項の協議の場合は協議会及び国土交通大臣に、第五項の協議の場合は内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に提出することとする。
- 4 復興交付金の交付に関する事項について  
集団移転促進事業の実施に係る復興交付金の交付に関する事項については、「東日本大震災復興交付金交付要綱（国土交通省）」において定める。
- 5 集団移転促進事業計画の様式について  
特定集団移転促進事業及び復興交付金事業計画に記載された集団移転促進事業を実施する場合における集団移転促進事業計画の様式については、「防災のための集団移転促進事業の計画書の策定要領について（昭和四十七年十二月二十八日自治大臣官房長）」に関わらず、別記様式により策定するものとする。
- 6 その他  
この技術的助言に定めるもののほか、特定集団移転促進事業及び復興交付金事業計画に記載された集団移転促進事業の実施に関しては、「東日本大震災の被災地における市街地整備事業の運用について」第一編を参考とされたい。